

岩手県収用委員会告示第 1 号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第 3 項の規定による裁決書の送達について、送達を受けるべき土地所有者の所在が不明のため送達することができないので、次のとおり告示する。

令和 7 年10月31日

岩手県収用委員会

会長 須 山 通 治

- 1 送達すべき書類 一級河川北上川水系北上川上流改修工事（一関遊水地・岩手県一関市舞川字河岸地内から同県西磐井郡平泉町長島字沢口地内まで）に伴う使用事件に係る裁決書の正本
- 2 送達を受けるべき土地所有者の最後の住所及び氏名

最後の住所	氏 名
不明	千葉 誠一

3 使用すべき土地の表示

土地の所在	地 番	地 目	土地登記簿の地積	実測地積	使用すべき土地の面積	実地の状況
岩手県一関市舞川 字前谷起	80番 1	田	530㎡	530.30㎡	530.30㎡	田

- 4 送達すべき書類の保管 岩手県収用委員会事務局において保管しているので、来庁の上、その交付を受けること。

付記 上記の書類を受領しないときは、令和 7 年11月12日をもって送達があったものとみなされます。